

白井市プロポーザル実施に関するガイドライン

制定 平成28年4月1日

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、白井市（以下「市」という。）が発注する業務委託について、契約の相手方を決定するうえでその性質又は目的が価格競争入札に適しないと認められる場合に、一定の条件を満たす複数の提案者を公募又は指名して提案を求め、事業者が持つ実績や専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案したうえで、価格などを含めた総合的な見地から判断して最適な事業者を選定する方式（以下「プロポーザル」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 公募型プロポーザル 市があらかじめプロポーザルへの参加者（以下、提案者という。）についての資格を定め、提案者を公募により募集し、参加資格があると認めた者から提案を受ける方式をいう。
- (2) 指名型プロポーザル あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名者から提案を受ける方式をいう。

(対象業務)

第3条 プロポーザルにより契約相手方の候補者（以下、受注予定者という。）を選定できる業務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 総合計画、都市計画等の各種計画策定業務
- (2) 大規模かつ複雑な施行計画の立案、景観を重視した施設設計等の業務
- (3) 情報システムの開発・導入に係る業務
- (4) 催事、公演、イベント等の芸術性、創造性が求められる業務
- (5) 施設の維持管理、運営等の業務で大規模または長期にわたる業務
- (6) その他プロポーザルにより受注予定者の選定を行うことが適当であると認められる業務

(事前協議)

第4条 担当課は、プロポーザルにより受注予定者を選定しようとする場合は、あらかじめプロポーザル採用審査依頼書等により白井市建設工事等入札契約審査会（以下「入札契約審査会」という。）に付議し、承認を得なければならない。

(参加資格要件等)

第5条 提案者は、次に掲げる資格要件等を満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）。

(2) 本市においてプロポーザルにより契約をしようとしている業務等（「以下「当該業務等」という。」の白井市入札参加適格者名簿に登録していること）。

(3) 次のいずれかの日において、「白井市建設工事請負業者等指名停止措置要領」による指名停止を受けていないこと。

ア 公募型プロポーザルにあっては、参加意向の旨の書類（以下「参加申込書」という。）の提出期限から受注予定者の選定まで。

イ 指名型プロポーザルにあっては、指名通知の日から受注予定者の選定まで。

(4) 「白井市入札契約に係る暴力団排除要綱」に定める除外措置要件に該当していないこと。

(5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本実施要領公開日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしていない者。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

2 前項第2号の規定は、当該業務において白井市入札参加適格者名簿に登録している者が極端に少ない場合、又は登録している者がいない場合において、白井市入札参加適格者名簿に登録の有無にかかわらず広く提案を求めるときは、適用しない。

3 前項の規定により入札参加適格者名簿に登録していないものを参加させる場合は、次に掲げる事項の書類を提出させ、資格審査を行ったうえで当該プロポーザルに参加させることができる。

(1) 法人又は商号登記している個人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

(2) 商号登記していない個人にあっては、身分証明書

(3) 財務諸表（法人のみ）

(4) 法人にあっては法人税並びに消費税及び地方消費税、個人にあっては所得税並びに地方消費税の記載がある納税証明書

4 前3項に規定するもののほか必要な参加資格要件は、当該業務の内容等に応じて、次の要件を定めることができる。

(1) 提案者の本店又は支店等の所在地

(2) 当該業務と同種及び一定規模以上の受注実績

(3) 当該業務の履行に必要な資格及び経験を有する者の配置

- (4) 当該業務の履行に必要な許認可等の取得状況
- (5) 特殊技術、機械器具及び設備等の保有状況
- (6) その他市長が必要と認める事項

(評価基準)

第6条 担当課は、プロポーザルによる提案者の提案内容等を公平かつ公正に評価するため、プロポーザルの実施前に評価基準を定めなければならない。

2 評価基準の作成にあたっては、次のことに留意すること。

- (1) 評価項目は、委託等の内容に応じて適切に定めること。
- (2) 評価項目毎に点数化すること。
- (3) 評価項目毎に評価の視点（ポイント）や内容を客観的に定めること。

(実施要領の作成及び公表)

第7条 担当課は、適切なプロポーザルの実施及び公平な提案者の募集等を行うために、次に掲げる事項を実施要領として作成しなければならない。

- (1) 趣旨（委託業務の目的及び公募型又は指名型プロポーザルにより受注予定者を選定する理由）
- (2) 委託業務名称
- (3) 委託業務場所、委託業務内容、履行期間
- (4) 提案限度額
- (5) 契約保証金
- (6) 支払特約（前払いの有無、部分払いの有無及び回数等）
- (7) スケジュール（受注予定者選定までの流れ）
- (8) 参加資格要件、受付期間、受付方法等（公募型に限る）
- (9) 説明会等開催の有無
- (10) 受注予定者の選定方法（評価方法及び評価基準）
- (11) 提案方法（参加申込方法、提案書の作成方法、提案内容、提案書の様式及び部数、提出方法、提出期限、プレゼンテーションの実施等）
- (12) 質問・回答方法
- (13) 結果通知について
- (14) 結果公表事項及び方法
- (15) 契約締結について
- (16) 提案者が1者の場合の取扱い
- (17) 失格要件
- (18) 注意事項
- (19) 提出先及び問い合わせ先
- (20) その他必要と認められる事項

(プロポーザル選定委員会の設置)

第8条 プロポーザルによる受注予定者の選定に当たっては、その過程等に公正性、透明性及び客観性が求められることから、担当課はプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置しなければならない。

2 選定委員会の設置にあたっては、次の各号に掲げる事項を規定した設置要領を定めること。

- (1) 設置
- (2) 所掌事務
- (3) 組織
- (4) その他必要と認められる事項

3 選定委員会の設置にあたって、業務の内容、重要度及び規模に応じて適宜学識経験者・公募市民等を委員に加えることができる。この場合においては、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関となるため、白井市附属機関条例に基づき選定委員会を設置すること。

(提案者の募集)

第9条 公募型プロポーザルにより受注予定者を選定しようとする場合は、実施要領等を市ホームページへの掲載等により公表しなければならない。

2 公募型プロポーザルに参加を希望する者は、実施要領において指定する日までに参加申込書及び必要書類（実施要領において指定された場合に限る。）を提出しなければならない。

3 参加申込書を提出した者について、参加資格要件を満たす者であるかを確認するものとする。参加資格を満たさないことを確認した場合、その者について提案者としてはならない。

4 参加申込者に対し、参加資格の有無を参加資格確認結果通知書により通知するものとする。

5 前項の通知を行う場合、参加資格が認められなかった者に対しては、参加資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

6 第4項の参加資格確認結果通知書により参加資格が認められなかったことについて不服がある者は、参加資格確認結果通知書を受領した日から7日以内に書面により担当課に説明を求めることができる。

(提案者の指名)

第10条 指名型プロポーザルにより受注予定者を選定しようとする場合は、入札契約審査会で承認を得たうえで、提案者を選定すること。

2 提案者を指名する際は、指名通知書兼提案書等提出依頼書、提案書等提出届、参加辞退届及び実施要領を送付しなければならない。

3 指名を受けた者は、実施要領において指定する日までに参加承諾届または

参加辞退届により意思表示すること。

(質問の受付・回答)

- 第11条 提案者からプロポーザルに係る質問がある場合には、質問書により実施要領に規定された期限までにFAXまたは電子メールで受け付ける。
- 2 質問に対する回答は、実施要領に規定された日時までに市ホームページに掲載すること。

(受注予定者等の選定)

- 第12条 選定委員会において、評価基準に基づき、提案書及びプレゼンテーション内容を評価・採点し受注予定者及び次点者（以下「受注予定者等」という。）を選定する。ただし、提案を求める内容が客観評価のみで採点できる場合は、プレゼンテーションを省略することができる。
- 2 受注予定者等の選定は、見積額等の客観点と各委員の評価による主観点の合計により決定する。
- ただし、実施要領に定める一定の点数に満たない者を受注予定者等としてはならない。

(評価手順及び結果通知)

- 第13条 第1次審査（書類審査）において、業務体制及び業務実績等を客観的に採点（評価）し、第2次審査に進む者（以下「第1次審査通過者」という。）を選定する。
- 2 第1次審査通過者には、プロポーザル第1次審査結果通知書及びプロポーザル第2次審査についての通知を送付する。
- その他の者については、プロポーザル第1次審査結果通知書のみを送付する。
- 3 第2次審査（選定委員会による提案書及びプレゼンテーションの審査を実施する場合）において、第1次審査通過者を対象にプレゼンテーションを実施し、その採点を第1次審査の採点に加点して受注予定者等を選定する。
- 4 受注予定者等を選定した際には、プロポーザル第2次審査結果通知書をプレゼンテーション参加者全てに送付する。
- 5 第1次審査通過者及び受注予定者を選定されなかったことについて不服がある者は、プロポーザル第1次（第2次）審査結果通知書を受領した日から7日以内に書面により担当課に説明を求めることができる。

(結果の公表)

- 第14条 受注予定者等を選定した際は、速やかに次に掲げる事項を市ホームページに掲載し、公表すること。

- (1) 委託業務名称
 - (2) 委託業務概要
 - (3) 受注予定者等を決定した日
 - (4) 受注予定者等の名称及び所在地
 - (5) 評価点
 - (6) その他必要な事項
- 2 受注予定者等選定の過程や評価結果については、白井市情報公開条例に基づき適切に対応するものとする。

(契約の締結)

- 第15条 受注予定者と業務の詳細等を協議のうえ契約を締結すること。
- 2 受注予定者が辞退又は特別な理由により、契約締結ができない場合は、次点者と業務の詳細等を協議のうえ契約を締結すること。
なお、受注予定者と契約が締結された場合、次点者へ速やかに連絡すること。
- 3 原則として、契約金額は提出された見積金額を超えることはできない。

附 則

このガイドラインは、平成28年4月1日から施行する。